

令和7年秋の全国交通安全運動の実施について

実施期間等

- 実施期間 令和7年9月21日（日）～30日（火）までの10日間（交通事故死ゼロを目指す日 9月30日）
- 主催
 - ・ 10府省庁（内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省）
 - ・ 都道府県、市区町村
 - ・ 関係13団体（自動車安全運転センター、（一財）全日本交通安全協会、（一社）日本自動車連盟 ほか）

全国重点

- 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
 - ・ 歩行者の交通ルールを理解・遵守の徹底
 - ・ 反射材の着用促進や見守り活動等による歩行者の交通事故防止対策の推進
- ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
 - ・ ながらスマホ・飲酒運転の根絶に向けた各種取組の推進
 - ・ 「思いやり・ゆずり合い」による運転の必要性の周知等による妨害運転等の防止対策の推進
 - ・ 夕暮れ時以降の効果的な交通事故防止対策の推進
 - ・ 運転者の歩行者優先意識等の徹底
 - ・ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - ・ 高齢運転者の交通事故防止対策の推進
 - ・ 外国人の交通安全教育・広報啓発の強化
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
 - ・ 交通反則通告制度の導入を踏まえた自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
 - ・ 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と早めのライト点灯等による安全確保の推進
 - ・ 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

